

## 送付資料一覧

1. 佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について
2.
  - 墓地、埋葬等に関する法律
  - 墓地、埋葬等に関する法律施行規則
  - 佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例
  - 佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則
  - 墓地の許可に関する事前協議要綱
  - ※参考（現行）
3. 【意見様式】佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正にかかるご意見

## 佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について

### 1 はじめに

墓地、納骨堂又は火葬場を新たに建設する場合、墓地等の拡張、縮小等の施設の変更を行う場合、または廃止する場合は、墓地、埋葬等に関する法律（以下「法律」と表記します。）、及び佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「市条例」と表記します。）、市条例施行規則、並びに墓地の許可に関する事前協議要綱（以下「要綱」と表記します。）に基づき、佐倉市長の許可が必要となります。

このたび市条例を、より佐倉市の実態に即したものとし、手続きの明確化と市民の皆様の快適な生活環境の確保と公共の福祉に資するため、新たに墓地を建設する場合、墓地等の拡張等の施設の変更を行う場合における基準等を改正することとします。

### 2 用語の説明（「法律」「市条例」）

- ① 埋葬：死体を土中に葬ること。
- ② 火葬：死体を葬るために、これを焼くこと。
- ③ 墳墓：死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設。
- ④ 墓地：墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長又は区長。）の許可を受けた区域。

### 3 関係条項

#### ①市条例（抜粋）

（墓地の環境基準等）

第7条 墓地は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- （2） 埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては、住宅等（住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館及び病院をいう。以下同じ。）の用に供する敷地から墓地までの距離は、100メートル以上であること。

#### ②要綱（要約）

（目的）

第1条 この要綱は、宗教法人が法律、市条例、市条例施行規則に基づき、墓地の経営の許可又は墓地の変更（区域を拡張する場合に限る）の許可を市長に申請しようとする場合において、墓地の経営又は変更の計画について市長と事前協議を行うことに関し必要な事項を定め、墓地の工事完了後に行う墓地経営許可又は墓地変更許可の申請が適切に行われ、かつ、墓地の公益性並びに近隣住民等への説明の機会が確保されることを目的とする。

### 4 これまでの経緯

墓地等の経営の許可については、権限委譲により平成13年4月1日から知事事務から市長事務となりましたが、佐倉市は権限委譲前の県基準を準用してきました。また申請前には事前協議を行うことについても権限委譲前の県の制度と同様に市が独自に要綱を定めて扱ってきました。

現在、市条例に基づく住宅等からの距離の規制基準は、権限委譲前の県基準である「埋葬に係る墳墓（土中に葬る「土葬」）」についてのみとなっており、また市条例に基づく申請前に事前協議を行うことについては要綱に基づいて行ってきました。

## 5 課題

墓地は必要な施設である一方で、以下の課題が挙げられます。

- ① 現在市条例において、距離にかかる規制基準は土葬の墓地についてのみ適用され、焼骨の墓地の場合は同基準が適用されません。そのため焼骨の墓地が住宅等の近傍や特定の箇所に集中する事態となっており、地元の自治会からは改善を求める要望が寄せられています。
- ② 墓地の集中により、将来の土地利用の可能性を狭める可能性があります。
- ③ 県内には、地域の実情に応じて独自に墓地の距離規制を設定した市町村が18市町あり、本市に隣接する5市町（千葉市、八千代市、四街道市、印西市、酒々井町）において独自に距離規制を設定しています。
- ④ 県内で独自に距離規制を設定した自治体があり、また同じ墓地であるにも関わらず墳墓の違い（火葬・土葬）によって市条例の基準が異なることへの対応が必要です。

また市条例に基づく申請前に事前協議を行うことを要綱において定めていますが、市条例の条文には事前協議の記載がありません。事前協議自体は要綱に基づいて行っており、また申請者からは申請前に手続等について相談が寄せられることから、事前協議の必要については十分周知されているものの、市条例において明確に定められておりません。

## 6 県内他自治体の距離規制の設定状況

- ① 佐倉市を除く県内53市町村のうち、18市町が独自に墓地の距離規制を設定しています。その距離と根拠は以下のとおりです。

表1 距離規制市町村

距離	市町村名
50m	千葉市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市、大網白里市、酒々井町（合計9市町）
100m	野田市、柏市、我孫子市、四街道市、印西市、東庄町（合計6市町）
150m	船橋市、木更津市（合計2市）
50m、100m	松戸市（2000㎡未満は50m、それ以上は100m）

表2 距離規制の根拠

根拠	市町村名
知事事務での土葬墓地の規定（100m）を準用	四街道市、印西市、東庄町（合計3市町）
近隣や県内他市と同様	流山市、八千代市、酒々井町（合計3市町） （いずれも50m）
その他・回答なし	12市

- ② 距離規制のある18市町のうち、除外規定を設定している市町村とその内容は以下のとおりです。

表3 除外規定設定一覧

除外規定	市町村名
あり (12市町)	千葉市(50m)、木更津市(150m)、習志野市(50m)、柏市(100m)、市原市(50m)、流山市(50m)、八千代市(50m)、我孫子市(100m)、印西市(100m)、白井市(50m)、大網白里市(50m)、東庄町(100m)
なし (6市町)	船橋市(150m)、松戸市(50m、100m)、野田市(100m)、鎌ヶ谷市(50m)、四街道市(100m)、酒々井町(50m)

※市町名後ろのカッコ内の数値は規制している距離

表4 除外規定内容一覧(12市町)

除外規定内容	市町村名
規制区域内の居住者、所有者等の同意	木更津市(150m)、習志野市(50m)、市原市(50m)、流山市(50m)、我孫子市(100m)(合計5市)
面積 (1000㎡未満は除外)	千葉市(50m)、柏市(100m)、印西市(100m)、大網白里市(50m)(合計4市)
宗教感情・公衆衛生等に支障なしと認めた場合	東庄町(100m)
その他	八千代市(50m) ・みなし墓地・境内墓地の拡張変更 白井市(50m) ・障壁や緑地が永続的に確保されとき ・墓地経営者専用の住宅である場合

① 距離規制に関する担当意見

- ・行政面積が小さいため、距離規制により新規の墓地の許可が非常に難しくなった。
- ・周辺住民の生活に配慮が求められる一方で、国民生活にとって必要な施設であることから近隣自治体と差異のないように設定した。
- ・墓地乱立を防ぐことができた。
- ・墓地の需給状況の調整につながったと考える。
- ・古くからある寺社から移動・拡張の要望が寄せられる。

② 除外規定に関する担当意見

面積を設定したことについて

- ・対象となる墓地の大半が寺院に併設される境内墓地で、周辺住民には認知されていると認識している。

同意を設定したことについて

- ・墓地の乱立を防止する一方で、同意が得られる場合は距離規制を適用しないことでバランスが取れていると認識している。

## 7 改正

佐倉市内の実情と県内自治体の実施状況と申請に至る手続きの明確化を考慮し、当該条例を、より佐倉市の実態に即したものとし、もって市民の皆様の快適な生活環境の確保に資するため、対象とする墓地に「焼骨を埋蔵する施設」を追加し、また申請前に事前協議の実施を条例に規定します。

周知期間は6ヶ月以上とし、周知期間が経過した後に施行します。

施行の日前になされる申請については、従前の例とします。

# ○墓地、埋葬等に関する法律〔昭和23年5月31日号外法律第48号〕

## 第1章 総則

### 〔法律の目的〕

第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

### 〔定義〕

第2条 この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠4箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

## 第2章 埋葬、火葬及び改葬

### 〔24時間内埋葬又は火葬の禁止〕

第3条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後24時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠7箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

### 〔墓地外の埋葬又は火葬場外の火葬の禁止〕

第4条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

### 〔埋葬・火葬又は改葬の許可〕

第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければな

らない。

- 2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

## 第6条及び第7条 削除〔昭和45年4月法律12号〕

〔許可証の交付〕

- 第8条 市町村長が、第5条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

〔市町村長の埋葬又は火葬の義務〕

- 第9条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。
- 2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定を準用する。

## 第3章 墓地、納骨堂及び火葬場

〔墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可〕

- 第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

〔他の法律による処分との調整〕

- 第11条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。
- 2 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

〔管理者の届出〕

第12条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

〔管理者の応諾義務〕

第13条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

〔許可証のない埋蔵・収蔵又は火葬の禁止〕

第14条 墓地の管理者は、第8条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第8条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

3 火葬場の管理者は、第8条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行ってはならない。

〔図面・帳簿・書類の備付又は閲覧の義務〕

第15条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

〔許可証の保存及び記入〕

第16条 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、5箇年間これを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

〔管理者の報告〕

第17条 墓地又は火葬場の管理者は、毎月5日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。



〔当該職員の立入検査〕

第18条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

〔施設の整備改善その他の強制処分命令〕

第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。

第4章 罰則

第20条 左の各号の1に該当する者は、これを6箇月以下の懲役又は5000円〔2万円〕以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の規定に違反した者
- (2) 第19条に規定する命令に違反した者

第21条 左の各号の1に該当する者は、これを1000円〔2万円〕以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- (1) 第3条、第4条、第5条第1項又は第12条から第17条までの規定に違反した者
- (2) 第18条の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

〔両罰規定〕

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

〔施行期日〕

第 23 条 この法律は、昭和 23 年 6 月 1 日から、これを施行する。

〔命令の廃止〕

第 24 条 日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律(昭和 22 年法律第 72 号)第 1 条の 4 により法律に改められた左の命令は、これを廃止する。

墓地及埋葬取締規則(明治十七年太政官布達第二十五号)

墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方(明治十七年太政官達第八十二号)

埋火葬の認許等に関する件(昭和二十二年厚生省令第九号)

〔処罰に関する経過措置〕

第 25 条 この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

〔従前の命令による経営の許可の効力〕

第 26 条 この法律施行の際現に従前の命令の規定により都道府県知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を経営している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

〔納骨堂経営の許可申請の特例〕

第 27 条 従前の命令の規定により納骨堂の経営について都道府県知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を経営している者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を経営しようとするものは、この法律施行後 3 箇月以内に第 10 条の規定により都道府県知事に許可の申請をしなければならない。その申請に対して許否の処分があるまでは、同条の規定による許可を受けたものとみなす。

〔従前の命令による埋葬・改葬又は火葬の許可の効力〕

第 28 条 この法律施行の際現に従前の命令の規定に基いて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。

附 則〔昭和 25 年 3 月 28 日法律第二六号〕

この法律は、昭和 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 29 年 5 月 20 日法律第 120 号抄〕

1 この法律は、新法〔土地区画整理法＝昭和 29 年 5 月法律第 119 号〕の施行の日〔昭和 30 年 4 月 1 日〕から施行する。

附 則〔昭和 31 年 6 月 12 日法律第 148 号〕

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和 31 年法律第 147 号)の施行の日〔昭和 31 年 9 月 1 日〕から施行する。

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律(昭和31年法律第147号)附則第4項及び第9項から第15項までに定めるところによる。

附 則〔昭和37年9月15日法律第161号抄〕

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていながつたものについて、行政不服審査法による不服申立てを行うことができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第一〇一号〕

この法律〔中略〕は、新法〔都市計画法＝昭和四三年六月法律第一〇〇号〕の施行の日〔昭和四四年六月一四日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四四年六月三日法律第三八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、〔中略〕公布の日から施行する。

附 則〔昭和四五年四月一日法律第一二号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和五〇年七月一六日法律第六七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和五〇年一〇月政令三〇五号により、昭和五〇・一一・一から施行〕

附 則〔昭和五八年一二月一〇日法律第八三号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条、第十五条、第十七条及び第十八条の規定並びに第二十四条の規定（麻薬取締法第二十九条の改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第十五条の規定 昭和五十九年一月一日

二～七 〔略〕

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の

行為又は申請等の行為とみなす。

(再審査請求に係る経過措置)

第十五条 第十三条、第十六条又は第二十条の規定の施行前にされた行政庁の処分に係るこれらの規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律第十九条の四、興行場法第七条の三又はへい獣処理場等に関する法律第九条の三の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

附 則〔平成二年六月二九日法律第六二号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二年十一月政令三二四号により、平成二・一一・二〇から施行〕

附 則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日〔平成七年四月一日〕から〔中略〕施行する。

附 則〔平成六年七月一日法律第八四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、〔中略〕附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定〔中略〕は平成九年四月一日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例に

よることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

[平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄]

(処分、申請等に関する経過措置)

第一千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第一千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第一千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成一八年六月七日法律第五三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕第二十三条から第二十七条まで〔中略〕の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで〔中略〕の規定 平成二十四年四月一日

三～六 〔略〕

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第二十四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律（以下この条において「旧墓地、埋葬等に関する法律」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第二十四条の規定の施行の際現に旧墓地、埋葬等に関する法律の規定によりされている許可の申請（以下この項において「申請の行為」という。）で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の墓地、埋葬等に関する法律（以下この条において「新墓地、埋葬等に関する法律」という。）の適用については、新墓地、埋葬等に関する法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請の行為とみなす。

2 第二十四条の規定の施行前に旧墓地、埋葬等に関する法律の規定により地方公共団体の機関に対し報告をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその報告がされていないものについては、これを、新墓地、埋葬等に関

する法律の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告をしなければならぬ事項についてその報告がされていないものとみなして、新墓地、埋葬等に関する法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。



○墓地、埋葬等に関する法律施行規則

[昭和23年7月13日号外厚生省令第24号]

第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- (1) 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）
- (2) 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）
- (3) 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数）
- (4) 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び第7項に規定する感染症、同条第8項に規定する感染症のうち同法第七条に規定する政令により当該感染症について同法第30条の規定が準用されるもの並びに同法第6条第9項に規定する感染症、その他の別）
- (5) 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- (6) 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）
- (7) 埋葬又は火葬場所
- (8) 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

第2条 法第5条第1項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- (1) 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）
- (2) 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- (3) 埋葬又は火葬の場所
- (4) 埋葬又は火葬の年月日
- (5) 改葬の理由
- (6) 改葬の場所
- (7) 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場

合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面)

(2) 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本

(3) その他市町村長が特に必要と認める書類

第3条 死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠4月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第1項の申請書には、同条第2項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 無縁墳墓等の写真及び位置図

(2) 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し1年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に1年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面

(3) 前号に規定する官報の写し及び立札の写真

(4) その他市町村長が特に必要と認める書類

第4条 法第8条に規定する埋葬許可証は別記様式第1号又は第2号、改葬許可証は別記様式第3号、火葬許可証は別記様式第4号又は第5号によらなければならない。

第5条 墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、これに交付しなければならない。

2 焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者に、前項に規定する書類を提出しなければならない。

3 前2項の規定は、火葬場の管理者について準用する。この場合において、第1項中「他の墓地等」とあるのは「墓地等」と、「埋蔵又は収蔵」とあるのは「火葬」と読み替えるものとする。

第6条 墓地の管理者は、墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面を備えなければならない。

2 納骨堂又は火葬場の管理者は、納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければならない。

第7条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(1) 墓地使用者等の住所及び氏名

(2) 第1条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日

(3) 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日

2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。

3 火葬場の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(1) 火葬を求めた者の住所及び氏名

(2) 第1条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに火葬の年月日

第8条 火葬場の管理者は、火葬を行ったときは、火葬許可証に火葬を行った日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。

第9条 法第17条の規定による埋葬状況の報告は、別記様式第6号、火葬状況の報告は別記様式第7号により、これを行わなければならない。

第10条 法第18条第1項の規定による当該職員の職権を行う者を、環境衛生監視員と称し、同条第2項の規定によりその携帯する証票は、別に定める。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則〔昭和二五年四月一日厚生省令第一三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三一年九月二二日厚生省令第四一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四五年四月一日厚生省令第一二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五二年一月一八日厚生省令第一号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則〔昭和五八年一二月二三日厚生省令第四五号抄〕

1 この省令は、昭和五十九年一月一日から施行する。

附 則〔平成元年三月二四日厚生省令第一〇号抄〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則〔平成一〇年一二月二八日厚生省令第九九号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

（墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この省令の施行の際現にある前条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一一年一月一日厚生省令第四号〕

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一一年三月二九日厚生省令第二九号〕

（施行期日）

1 この省令は、平成十一年五月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定については、平成十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に行っている改葬の許可の申請については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔平成一五年一〇月三〇日厚生労働省令第一六七号抄〕

（施行期日）

1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四十五号）の施行の日〔平成一五年十一月五日〕から施行する。

附 則〔平成一九年三月三〇日厚生労働省令第五〇号〕

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年五月二日厚生労働省令第一〇六号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律〔平成二〇年五月法律第三〇号〕の施行の日〔平成二〇年五月一二日〕から施行する。

附 則〔令和元年五月七日厚生労働省令第一号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成 12 年 12 月 22 日条例第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 10 条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(経営許可の申請)

第 3 条 法第 10 条第 1 項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 墓地等の名称
- (3) 経営の計画
- (4) 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (5) 墓地等の構造
- (6) 工事完了年月日

(変更許可の申請)

第 4 条 法第 10 条第 2 項の規定による墓地等の変更の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 墓地等の名称
- (3) 変更後の経営の計画
- (4) 変更に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (5) 変更後の墓地等の構造
- (6) 変更に係る工事完了年月日

## (7) 変更の理由

### (廃止許可の申請)

第5条 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 墓地等の名称
- (3) 廃止に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (4) 廃止の理由

### (許可の基準)

第6条 市長は、法第10条第1項の規定による墓地の経営の許可の申請があった場合において、当該申請により墓地となる区域の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該区域が次条から第9条まで及び第13条に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 地方公共団体が経営しようとするとき。
- (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、主たる事務所を市内に有するもの（以下「市内宗教法人」という。）が永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。
- (3) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。
- (4) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。

2 市長は、法第10条第1項の規定による納骨堂の経営の許可の申請があった場合において、当該申請による経営が地方公共団体又は市内宗教法人によるものであり、かつ、当該申請に係る施設が第10条及び第13条に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 市長は、法第10条第1項の規定による火葬場の経営の許可の申請があった場合において、当該申請による経営が地方公共団体によるものであり、かつ、当該申請に係る施設が第11条から第13条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

4 市長は、法第 10 条第 2 項の規定による墓地の区域の変更の許可の申請があった場合において、当該変更により墓地となる区域の経営が当該変更をする前の経営と一体性を有するものとして規則で定める要件に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号に定める基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 当該変更により新たに墓地となる区域がある場合 当該区域が次条から第 9 条までに規定する基準に適合していること。

(2) 当該変更により墓地でなくなる区域がある場合（引き継いで法第 10 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。） 当該区域における改葬が完了していること。

5 市長は、法第 10 条第 2 項の規定による納骨堂又は火葬場の施設の変更の許可の申請があった場合において、当該施設が第 10 条から第 13 条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

6 市長は、法第 10 条第 2 項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地又は納骨堂の改葬が完了していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。ただし、当該申請に係る墓地又は納骨堂を引き継いで法第 10 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて経営する者がある場合は、この限りでない。

（墓地の環境基準等）

第 7 条 墓地は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 河川又は湖沼から墓地までの距離は、20 メートル以上であること。ただし、河川又は湖沼の改修等がなされている場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては、住宅等（住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館及び病院をいう。以下同じ。）の用に供する敷地から墓地までの距離は、100 メートル以上であること。

(3) 墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。

2 前項の規定にかかわらず、災害の発生又は公共事業の実施により墓地を移転することが必要であり、かつ、その移転する場所が公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、同項第 2 号の規定を適用しない。



3 第1項の規定にかかわらず、墓地の設置後において、当該墓地の経営者以外の者が同項第2号に規定する距離内に住宅等を設置した場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同号の規定を適用しない。

(墓地の施設基準)

第8条 墓地の施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 墓地の境界の内側に、当該境界に接し3メートル以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から3メートル以上内側に、当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること。ただし、1,000平方メートル未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。
- (2) 墓地の出入口には、門扉を設けること。
- (3) 墓地内には、砂利敷その他ぬかるみとならない構造を有し、かつ、幅員が1メートル以上である通路であって、各墳墓に接続しているものを設けること。ただし、墳墓の構造、配置等により宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 墳墓1区画当たりの面積は、1.5平方メートル以上であること。
- (5) 墓地内には、適当な排水路を設け、雨水又は汚水が停留しないようにすること。
- (6) 墓地には、便所、使用水の施設及び管理事務所を設けること。ただし、墓地の利用者が使用できる便所、使用水の施設及び管理事務所が近くにあり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(3,000平方メートル以上の墓地の基準)

第9条 3,000平方メートル以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、拡張することにより3,000平方メートル以上の面積となる場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 前条第1号に規定する障壁等の内側に、当該障壁等に接し、次の表の左欄に掲げる墓地の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。ただし、土地の形状及び墳墓の配置状況により宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合で、当該緑地帯の面積と同面積の緑地を墓地内に設けるときは、この限りでない。

3,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	2 メートル以上
5,000 平方メートル以上 7,000 平方メートル未満	4 メートル以上
7,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満	6 メートル以上
1 万平方メートル以上	8 メートル以上

(2) 墓地内の主要な通路の幅員は、3メートル以上とすること。ただし、1万平方メートル以上の墓地にあっては、墓地内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6メートル以上とすること。

(3) 墓地には、墳墓数に0.05を乗じて得た数（その値に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた値）以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。ただし、墓地の利用者が使用できる駐車場が近くにあり、市長が相当と認める場合は、この限りでない。

#### (納骨堂の施設基準)

第10条 納骨堂の施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 納骨堂の周囲は、相当の空地を有し、かつ、その境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。ただし、建物の一部において堅固な障壁等で他の施設と区画して経営する納骨堂にあっては、この限りでない。

(2) 納骨堂の出入口には、門扉を設けること。

(3) 納骨堂には、便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。ただし、納骨堂の利用者が使用できる便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所が近くにあり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、納骨装置の存する建物（同項第1号ただし書に規定する納骨堂にあっては、当該納骨堂）は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 耐火建築構造とし、内部の設備は、不燃材料を用いること。

(2) 内部には、除湿装置を設けること。

(3) 出入口及び納骨装置には、施錠ができること。ただし、納骨装置の存する場所の立入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置については、この限りでない。

#### (火葬場の環境基準等)

第11条 火葬場は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 住宅等の用に供する敷地から火葬場までの距離は、100メートル以上であること。ただし、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(2) 前号に掲げるもののほか、火葬場を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。

2 前項の規定にかかわらず、火葬場の設置後において、当該火葬場の経営者以外の者が、同項第1号に規定する距離内に住宅等を設置した場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同号の規定を適用しない。

#### (火葬場の施設基準)

第12条 火葬場の施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 火葬場の境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。

(2) 火葬場の出入口には、門扉を設けること。

(3) 火葬場の境界に接し、その内側に緑地帯を設けること。

(4) 火葬炉には、防臭、防じん及び防音について十分な能力を有する排ガス再燃焼装置等を設けること。

(5) 火葬場には、便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。

(6) 火葬場には、収骨容器等を保管する施設を設けること。

(7) 火葬場には、灰庫を設けること。

(8) 火葬炉が存する建物及び収骨容器等を保管する施設には、施錠ができること。

#### (基準の適用除外)

第13条 墓地等を引き継いで経営しようとする場合において、土地の状況、墓地等の構造その他の特別の事情があり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、第7条から前条までの規定を適用しない。

#### (経営者の講ずべき措置)

第14条 墓地等の経営者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 墓地等を使用し、又は使用しようとする者に対して、自己の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を明示すること。

(2) 墓地等を清潔に保つこと。

2 3,000平方メートル以上の墓地の経営者は、前項に規定するもののほか、当該墓地の出入口に当該経営者の名称及び主たる事務所の所在地その他の規則で定める事項を規則で定める方法により表示しなければならない。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する墓地等に係る基準の適用については、当該墓地等の区域又は施設を変更する場合を除き、第 7 条から第 12 条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 17 年 3 月 24 日条例第 14 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後になされる許可の申請について適用し、同日前になされる許可の申請については、なお従前の例による。

○佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

平成 13 年 3 月 30 日規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 12 年佐倉市条例第 50 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営許可の申請)

第 2 条 条例第 3 条に規定する申請書は、墓地（納骨堂・火葬場）経営許可申請書（別記様式第 1 号）とする。

2 条例第 3 条の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地等の周囲 200 メートル以内の河川又は湖沼及び住宅等の状況を示す見取図
- (2) 墓地等の位置を示す図面
- (3) 墓地等の施設の配置図及びその構造を示す図面
- (4) 墓地等に係る土地の登記事項証明書
- (5) 墓地にあっては、公図の写し及び地積測量図
- (6) 維持管理規則等墓地等として使用に供するために必要な事項を記載した書類
- (7) 管理運営計画書等墓地等の経営に必要な事項を記載した書類
- (8) 資金計画書及び墓地等の設置に要した費用の内訳明細書
- (9) 申請者が地方公共団体である場合にあつては、議会の議決書の写し
- (10) 申請者が宗教法人である場合にあつては、当該宗教法人の宗教法人規則、登記事項証明書及び許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類
- (11) その他市長が必要と認めた書類

(変更許可の申請)

第 3 条 条例第 4 条に規定する申請書は、墓地（納骨堂・火葬場）変更許可申請書（別記様式第 2 号）とする。

2 条例第 4 条の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 変更後の墓地等に係る前条第 2 項第 1 号から第 8 号までに規定する書類及び図面
- (2) 申請者が地方公共団体である場合にあつては、議会の議決書の写し
- (3) 申請者が宗教法人である場合にあつては、許可申請に関する意思決定をし

た旨を証する書類

- (4) 変更により墓地でなくなる区域がある場合（引き継いで墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。）にあつては、改葬報告書

（廃止許可の申請）

第 4 条 条例第 5 条に規定する申請書は、墓地（納骨堂・火葬場）廃止許可申請書（別記様式第 3 号）とする。

2 条例第 5 条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地又は納骨堂を廃止する場合（引き継いで法第 10 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。）にあつては、改葬報告書
- (2) 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該墓地等の廃止に関する議会の議決書の写し
- (3) 申請者が宗教法人である場合にあつては、許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類

（墓地変更許可の要件）

第 5 条 条例第 6 条第 4 項の規則で定める一体性を有する要件は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 変更をする前の墓地の面積と変更により新たに墓地となる区域の面積の合計が当該変更に係る墓地のうち法第 10 条第 1 項の規定による許可を受けた墓地の面積の 2 倍の面積以下であること。
- (2) 変更をする前の墓地と当該変更により新たに墓地となる区域が接続している等その形態が一の墓地であると認められること。

（墓地の表示）

第 6 条 条例第 14 条第 2 項の規則で定める事項は、次に定める事項とする。

- (1) 墓地の名称
- (2) 墓地の所在地
- (3) 経営者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (4) 経営許可年月日及び許可番号（法第 10 条第 2 項の規定による墓地等の変更許可を受けた場合にあつては、経営許可年月日及び許可番号並びに変更許可年月日及び変更許可番号）
- (5) 面積及び区画数

(6) 墓地全体の概略を示す平面図

(7) その他市長が必要と認める事項

- 2 条例第 14 条第 2 項の規定による表示は、縦 0.9 メートル、横 1.8 メートル以上の標識を墓地の入口付近の外部から見やすい位置に設置することにより行わなければならない。

(申請書等提出部数)

第 7 条 条例又はこの規則に基づき市長に提出する書類及び図面の部数は、正副 2 部とする。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日規則第 59 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 5 月 13 日規則第 83 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 佐倉市告示第71号

### 墓地の許可に関する事前協議要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、宗教法人が墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）、佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成12年条例第50号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成13年佐倉市規則第30号）に基づき法第10条第1項の規定による墓地の経営の許可（以下「墓地経営許可」という。）又は同条第2項の規定による墓地の変更（区域を拡張する場合に限る。以下同じ。）の許可（以下「墓地変更許可」という。）を市長に申請しようとする場合において、墓地の経営又は変更の計画について市長と事前協議を行うことに関し必要な事項を定め、墓地の工事完了後に行う墓地経営許可又は墓地変更許可の申請が適切に行われ、かつ、墓地の公益性並びに近隣住民等への説明の機会が確保されることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「事前協議」とは、墓地の工事完了後に行う墓地経営許可又は墓地変更許可の申請が適切に行われるよう、当該申請をしようとする宗教法人が、墓地の工事に着手する前に墓地の経営計画又は変更計画について市長と協議することをいう。

2 この要綱において「宗教法人」とは、次に掲げる事前協議の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 墓地経営許可の申請に係る事前協議 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、主たる事務所を佐倉市内に有するもの
- (2) 墓地変更許可の申請に係る事前協議 宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人で、市内に墓地を有するもの

#### (事前協議の申出)

第3条 墓地経営許可又は墓地変更許可を市長に申請しようとする宗教法人（以下「申請予定者」という。）は、次に掲げる事項を記載した墓地経営（変更）許可申請事前協議書（別記様式第1号。以下「事前協議書」という。）を市長に提出し、事前協議を申し出なければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたものは、この限りでない。



- (1) 宗教法人の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び連絡先電話番号
  - (2) 墓地の名称
  - (3) 経営の計画
  - (4) 墓地の用地の所在、地番、地目及び面積
  - (5) 墓地の構造
- 2 事前協議書は、正本及び副本の2部とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その部数を増減することができる。

(事前協議書添付書類)

第4条 事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地の周囲200メートルの区域内の河川、湖沼及び住宅等の状況を示す見取図
- (2) 墓地の位置を示す図面
- (3) 造成計画及びその施設の配置図
- (4) 墓地の用地の登記事項証明書、公図の写し及び地積測量図
- (5) 管理運営計画書等の墓地の経営に必要な事項を記載した書類
- (6) 資金計画書及び墓地の設置に要する費用の内訳書
- (7) 宗教法人規則の写し、宗教法人の登記事項証明書及び墓地の経営(変更)に関し宗教法人の意思決定をした旨を証する書類
- (8) 墓地の近隣居住者及び近隣土地所有者(以下「近隣居住者等」という。)の承諾書又はそれに代わる書類
- (9) その他市長が必要と認めた書類

(近隣居住者等の承諾)

第5条 申請予定者は、自らの責任において、次に掲げる者の全員に墓地の経営の計画を説明し、墓地を設置し、経営することの承諾を得るものとする。ただし、その必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 墓地の予定地の境界から50メートルの区域内の居住者
- (2) 墓地の予定地の境界から10メートルの区域内の土地所有者

2 申請予定者は、前項各号に規定する者から承諾を得たときは、承諾した旨を記載した書類の提出を求めなければならない。

(事前協議済書等の交付)

第6条 市長は、事前協議書の提出があった場合において別表に規定する事項及

び添付書類を審査し、この要綱の目的に適合していると認めるときは申請予定者に対し墓地経営（変更）許可申請事前協議済書（別記様式第2号。以下「事前協議済書」という。）を、申請予定者に次条に規定する指導を行った後、別表に規定する事項及び添付書類を審査し、なおこの要綱の目的に適合していないと認めるときは申請予定者に対し墓地経営（変更）許可申請事前協議不適合通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

（指導）

第7条 市長は、事前協議の内容が次に掲げる事由に該当するときは、申請予定者に対しこの要綱の目的に適合するよう必要な指導を行うものとする。

- （1）申請予定者が事前協議に係る墓地の経営を行う宗教法人であると認められないとき。
- （2）既に申請予定者が経営している墓地に条例に定める施設基準の違反があるとき。
- （3）市の墓地の経営計画と競合し、又は土地利用計画等に支障を生ずるとき。
- （4）近隣居住者等に墓地の計画を説明した結果、公衆衛生上その他福祉の観点から市長が考慮すべき意見があったとき、第5条第1項第1号に規定する者の3分の2以上の承諾書がないとき又は同項第2号に規定する者全員の承諾書がないとき。
- （5）条例に定める基準に適合しないとき。

2 申請予定者は、前項の指導があったときは、誠実に対処するものとする。

（事前協議済後の変更）

第8条 事前協議済書交付後に事前協議事項を変更するときは、変更する事項を記載した事前協議事項変更届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 変更する事項が次に掲げる事由に該当するときは、変更前に行った事前協議は、失効するものとする。

- （1）申請予定者を変更するとき。
- （2）墓地の用地を変更するとき。
- （3）計画墳墓区画数の2分の1を超えてその数を変更するとき。
- （4）計画墓地面積の2分の1を超えて土地利用や配置を変更するとき。
- （5）埋葬墓地から埋蔵墓地へ変更するとき。
- （6）その他市長が事前協議済み内容と一体性を失うと認めるとき。

3 市長は、変更する内容が前条第1項各号に規定する事由に該当するときは、

申請予定者に対しこの要綱の目的に適合するよう必要な指導を行い、申請予定者は、誠実に対処するものとする。

- 4 第1項の事前協議事項変更届は、正本及び副本の2部とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その部数を増減することができる。

(墓地の計画の中止)

第9条 事前協議済書交付後に墓地の計画を中止するときは、墓地経営(変更)計画中止届(別記様式第5号)に事前協議済書を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の墓地経営(変更)計画中止届は、正本及び副本の2部とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その部数を増減することができる。

(有効期限)

第10条 事前協議済書の有効期限は、交付の日の翌日から起算して3年とする。

附則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附則(平成17年11月14日告示第336号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の墓地の許可に関する事前協議要綱の規定は、公示の日以後に改正後の墓地の許可に関する事前協議要綱第3条第1項に規定する事前協議書の提出があるものに適用し、同日前に改正前の墓地の許可に関する事前協議要綱第3条第1項に規定する事前協議申請があったものについては、従前の例による。

別表

審査事項	審査基準
経営主体	墓地経営許可の申請に係る事前協議であるときは条例第6条第1項に、墓地変更許可の申請に係る事前協議であるときは同条第4項に適合していること。
公益性及び永続性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健全な経営が確保されている計画であること。</li> <li>2 墓地の用地は、自己の所有地であり、かつ、地上権、抵当権、その他の所有権を制限する物権が設定されないものであること。</li> <li>3 墓地に係る造成、建設その他の工事に要する資金は自己資金を原則とする。</li> </ol>
環境及び施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第7条に規定する環境基準に適合していること。</li> <li>2 条例第8条及び第9条に規定する施設基準に適合すること。</li> <li>3 条例第13条に規定する適用除外による基準を除き、第7条から第9条までの基準に適合していること。</li> </ol>

佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正にかかるご意見

委員氏名 \_\_\_\_\_

	項目・見出し	修正箇所	修正案	修正理由・ご意見等
1				
2				
3				